

(別添1)

予納郵便切手一覧表

福島地方裁判所(本庁・支部共通)

福島県内の簡易裁判所

(令和5年10月1日実施)

1. 以下の郵便切手の額及び組合せは、各事件の申立ての際に納めていただくものです。ここに掲げられている申立て以外の予納郵便切手額については、申立てをする裁判所にご確認ください。また、事案に応じて、切手の追加納付を求められる場合もありますので、ご了承ください。事件終局時に未使用だった郵便切手は返還されます。
2. 地方裁判所の訴訟事件、労働審判事件及び不動産競売事件では、予納郵便切手に相当する額を現金又は電子納付の方法で納めることができます。これにより、事件終了後に郵便料が残った場合、あらかじめ指定された口座に振り込む方法により還付を受けることができます。現金納付又は電子納付をご希望の方は、納付方法等について、申立てをする裁判所に、事前にご確認ください。

地方裁判所

福島地方裁判所の予納郵便切手一覧表

事件の種類	合計	内訳	備考
通常訴訟	6000 円	500円×8枚、100円×10枚、84円×5枚、50円×5枚、20円×10枚、10円×10枚、2円×15枚	被告が1人増えるごとに、2500円分(500円×4枚、100円×3枚、84円×1枚、50円×2枚、10円×1枚、2円×3枚)を加算する。
調停	940 円	84円×10枚、10円×10枚	

保 全 命 令	①不動産 仮差押 ^{※1}	1298 円	500円×2枚、100円×2枚、 84円×1枚、10円×1枚、2 円×2枚	法務局への登記嘱託用の 郵便切手が不要な場合
	②不動産 仮差押 ^{※2}	2446 円	500円×4枚、100円×2枚、 84円×1枚、50円×2枚、20 円×2枚、10円×1枚、2円× 6枚	法務局への登記嘱託用の 郵便切手が必要な場合
	①不動産 仮処分 ^{※3}	2408 円	500円×4枚、100円×4枚、 2円×4枚	登記嘱託を要する仮処分 (処分禁止等)で登記嘱託 用の郵便切手が不要の場 合、又は登記嘱託を要しな い仮処分(占有移転禁止 等)の場合
	②不動産 仮処分 ^{※4}	3556 円	500円×6枚、100円×4枚、 50円×2枚、20円×2枚、2 円×8枚	登記嘱託を要する仮処分 (処分禁止等)で登記嘱託 用の郵便切手が必要な場 合
	債権 仮差押	3112 円	500円×5枚、100円×4枚、 84円×1枚、50円×2枚、10 円×2枚、2円×4枚	債務者が1人増えるごと に、1204円分(500円×2 枚、100円×2枚、2円×2 枚)を加算する。 第三債務者が1人増えるご とに、1814円分(500円× 3枚、100円×2枚、50円 ×2枚、10円×1枚、2円 ×2枚)を加算する。

保全 取下 げ	①不動産 仮差押、 仮処分		84円×債務者数	※1又は※3の事件の取下 げで、登記嘱託用の郵便 切手が不要な場合
	②不動産 仮差押、 仮処分		500円×2枚、84円×債務者 数、50円×2枚、20円×2 枚、2円×4枚	※2又は※4の事件の取下 げで、登記嘱託用の郵便 切手が必要な場合
	債権 仮差押		84円×(債務者数+第三債務 者数)	
担 保 取 消	事由消滅	1194 円	500円×2枚、100円×1枚、 84円×1枚、10円×1枚	当事者が1人増えるごと に、1194円分(500円×2 枚、100円×1枚、84円× 1枚、10円×1枚)を加算 する。
	担保権利 者の同意 あり	84円	84円×1枚	
	担保権利 者の権利 行使催告 要	2388 円	500円×4枚、100円×2枚、 84円×2枚、10円×2枚	
借地非訟	5680 円		500円×8枚、100円×5枚、 84円×10枚、50円×2枚、2 0円×5枚、10円×12枚、2 円×10枚、	当事者が1人増えるごと に、1000円分(500円×2 枚)を加算する。

保護命令(DV)		2080 円	500円×2枚、100円×5枚、 84円×5枚、50円×2枚、10 円×5枚、2円×5枚	
労働審判		3922 円	500円×4枚、100円×12 枚、84円×4枚、50円×4 枚、20円×4枚、10円×9 枚、2円×8枚	
破 産	同時廃止		84円×(債権者数+5)、10円 ×2	申立先裁判所の所在地と同 一市内の代理人弁護士から の申立ての場合は、84円× 債権者数のみ
	通常管財		94円×(一般債権者数+労働 債権者数+10)、84円×(公 租公課庁数+債務者数+1 0)、10円×(一般債権者数+ 労働債権者数+公租公課庁 数+債務者数+10)	
	簡易管財		84円×(債権者数+公租公 課庁数+10)、10円×債権 者数	
再 生	通常再生		(事案によって異なりますので、 申立先裁判所にご確認ください。)	
	個人再生 (代理人 有り)		94円×債権者数、84円×債 権者数+10枚、10円×債権 者数+15枚、2円×3枚	
	個人再生 (代理人 無し)		94円×債権者数×2枚、84 円×10枚、10円×10枚	

不動産競売	84円	84円 × 1枚	予納郵便切手(84円)は保管金提出用紙送付用。 このほか、法務局への登記 嘱託用の郵便切手が必要な 場合がありますので、あ らかじめ申立先裁判所にご 確認ください。
収益執行		500円 × 給付義務者数 × 2 + 500円 × 10枚、100円 × 給 付義務者数 + 10枚、84円 × 40枚、10円 × 給付義務者数 + 40枚	
代替執行	3800 円	500円 × 6枚、100円 × 3枚、 84円 × 5枚、10円 × 8枚	
間接強制	2596 円	500円 × 4枚、100円 × 2枚、 84円 × 4枚、10円 × 6枚	
財産開示	6644 円	500円 × 10枚、100円 × 13 枚、84円 × 2枚、50円 × 2 枚、20円 × 2枚、10円 × 2 枚、2円 × 8枚	
第三者からの 情報取得	1816 円	500円 × 2枚、100円 × 4枚、 84円 × 2枚、50円 × 3枚、20 円 × 4枚、10円 × 1枚、2円 × 4枚	情報を求める第三者が1名 増えるごとに1232円分(5 00円 × 2枚、84円 × 1枚、 50円 × 2枚、20円 × 2枚、 2円 × 4枚)を加算する。

債権執行	3112 円	500円×5枚、100円×4枚、 84円×1枚、50円×2枚、10 円×2枚、2円×4枚	債務者が1人増えるごと に、1204円分(500円×2 枚、100円×2枚、2円×2 枚)を加算する。 第三債務者が1人増えるご とに、1814円分(500円× 3枚、100円×2枚、50円 ×2枚、10円×1枚、2円 ×2枚)を加算する。
強制執行停止	3076 円	500円×5枚、84円×3枚、5 0円×2枚、20円×5枚、10 円×11枚、2円×7枚	

簡易裁判所

福島県内の簡易裁判所の予納郵便切手一覧表

事件の種類	合計	内訳	備考
訴訟	5500 円	500円×8枚、100円×5枚、 84円×5枚、50円×5枚、20 円×10枚、10円×10枚、2 円×15枚	当事者が1人増えるごと に、500円×4枚、100円 ×2枚、84円×2枚、10円 ×2枚を加算する。
調停	600 円	100円×2枚、84円×4枚、1 0円×5枚、2円×7枚	当事者が1人増えるごと に、100円×1枚、84円× 1枚、10円×4枚を加算す る。 ※特定調停は、各裁判所 にお問い合わせください。
支払督促	1288 円	500円×2枚、100円×1枚、 84円×2枚、20円×1枚 ※ 郵便切手のほかに債務者 の数と同数の郵便はがきを 添付する。	債務者が1人増えるごと に、500円×2枚、100円 ×1枚、84円×1枚、20円 ×1枚